

尖閣諸島問題の歴史と課題 (1)



高井 晋

(日本安全保障戦略研究所理事長)

はじめに—問題の背景

- (1) 尖閣諸島の地理と領有措置
- (2) 尖閣諸島周辺海域における中国の海洋侵出
- (3) 問題の所在 (以上、本号)

1 日本の領土編入処置と実効的支配

(以下、次号)

- 2 尖閣諸島と琉球民政府
- 3 中国の尖閣諸島に対する領有主張と海洋侵出
- 4 残された課題

おわりに

はじめに—問題の背景

(1) 尖閣諸島の地理的範囲と領有権

① 日本の尖閣諸島の領有

尖閣諸島は、東シナ海上の南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などから成る島々の総称で、沖縄県石垣市の行政機関に所属している。また、尖閣諸島の西端にある最大の魚釣島の面積は3.81km²あり、石垣島の北方約170km、沖縄本島の西約410kmに位置している¹。魚釣島は、愛媛県の陸月島(3.81km²)や伊豆七島の式根島(3.69km²)と同程度の面積で、クバ(ピロウ)やタブの木などが島を覆い、小さな川もあることから尖閣諸島の中では唯一、雨水に頼らず飲料水が確保できる²。

1 外務省尖閣諸島基本情報 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/senkaku/page1w_000015.html) (2021年1月30日アクセス)。

2 「日本の島へ行く」 (<https://nihonshima.net/sima4/okinawa/uoturi.html>) (2021年1月アクセス)。

尖閣諸島の主島の魚釣島



https://www.npa.go.jp/archive/keibi/syouten/syouten284/pdf/04_23-24P.pdf

尖閣諸島が日本の領土となった経緯は、後に詳述するが、日本の民間の探検家や沖縄県の役人が尖閣諸島の各島に上陸して調査活動を行って、民間の開拓者が同諸島の開拓願いを提出してきたことから、日本政府は、これらの活動を直接取り締まる必要上、そして同諸島が無主地(terra nullius)³であることを確認の上、1895年1月14日に尖閣諸島の魚釣島と久場島に標杭を設置する閣議決定を行うとともに、尖閣諸島を日本領土に編入したのであった。

日本政府は、尖閣諸島の領土編入後、それまでに尖閣諸島の貸下げ願を提出していた古賀辰四郎に対して正式に貸与を決定し、古賀辰四郎は、魚釣島や久場島を拠点として尖閣諸島でカツオ節製造、アホウドリの羽毛採集等の事業開発を行った。また政府は、尖閣諸島の各島へ地番を付して土地台帳へ記載するとともに、行政関係者を尖閣諸島の学術調査へ派遣し、実効的支配を継続した。その後日本政府は、1922年に久米赤島の名前を大正島に変更して領土に編入し、1932年に魚釣島・久場島・南小島・北小島の各島が古賀辰四郎の息子の古賀善次に無償で払い下げられ、尖閣諸島の各島は、大正島を除いて民有地になった。

第2次世界大戦後、サン・フランシスコ平和条約第3条⁴に基づいて、

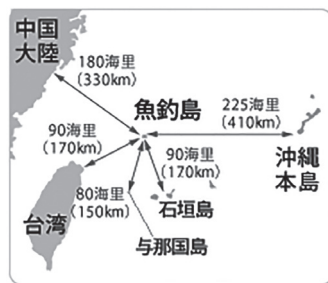
3 無主地とは、いずれの国の国家領域にも属していない地域または国家領域としての支配・統治が行われずに遺棄された地域のことで、国際慣習法又は条約上の特別の制限のない限り、原子取得の対象とされている。今日では、無人または人口の稀少な地域であった、単に人間の小集団だけで社会的な組織を全く備えていないものに限り、無主地として扱われる(山本草二著『国際法【新版】』(有斐閣1994年)283-284頁)。

4 第3条は「日本国は、北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。以下略。」

琉球諸島を含む南西諸島は、尖閣諸島を含めて米国の施政権下に置かれ、米国は、久場島と大正島を在沖縄米海軍の射爆場に指定し、琉球民政府は、日本政府と古賀善次に使用料を支払うと共に、尖閣諸島に対する固定資産税等の課税を行い、同諸島の実行的支配と管理を継続していた。その後、1971年6月17日に日米間で沖縄返還協定が調印され、翌年の5月15日に尖閣諸島を含む琉球諸島や南西諸島は日本の施政権下に復帰した。

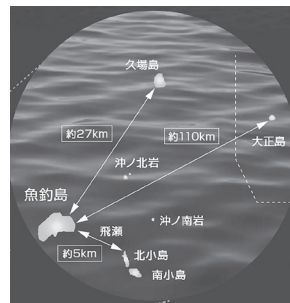
その後、東京都が尖閣諸島の購入を表明したことから中国外交部が激しく反発し、日本政府は、「平穏かつ安定的な維持管理」を理由に、2012年9月11日に魚釣島、北小島、南小島の3島を民間の地権者から購入し、国有地とする所有権移転登記を完了した。

魚釣島からの距離



<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>

尖閣諸島の位置関係



https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku_flyer.pdf

このような尖閣諸島に関して、76年間もの長期にわたって尖閣諸島の領有権を主張してこなかった中華民国 (Republic of China, ROK) (以下、台湾) および中華人民共和国 (People's Republic of China, PRC) (以下、中国) は、尖閣諸島周辺海域の地下に大規模な石油埋蔵の可能性を知るや、突如、尖閣諸島の領有権を主張し始めたのであった。

② 尖閣諸島に対する台湾の領有主張

尖閣諸島の領有権を巡って日台間での意見相違が顕在化したのは、国連の極東アジア経済委員会 (Economic Commission for Asia and the Far East, ECAFE) の海底資源調査委員会 (Committee for Co-ordination of Joint Prospecting for Mineral Resources in Asian Offshore Areas, COOP) が1968年の

10月から11月まで行なった東シナ海と黄海における鉱物資源調査の結果がタイのバンコクで発表されたことがきっかけと言われている。すなわち同委員会は、これら海域の海底における石油埋蔵の可能性を報告したのであった。

台湾は、1969年7月17日に台湾海岸隣接領海外大陸棚の天然資源に対する主権声明を発表し、翌年7月17日に台湾中油股份有限公司 (China Petroleum Corp., PCP) と米国パシフィック・ガルフ社との間で締結される予定のコンセッション (石油探査契約) を承認した。台湾がガルフ社に付与した鉱区は、既に日本政府が日本の石油開発会社に認可した区域と重複していたことから、日本は、台湾に対し抗議を行なった。このような状況に巻き込まれることを警戒した米国は、1970年代中頃、日台間の紛争に巻き込まれた際、ガルフ社の保護を保障しないと通告したため⁵、生産体制にあったガルフ社が撤退し、日台間の尖閣諸島の領有権を巡る紛争は沈静化した。

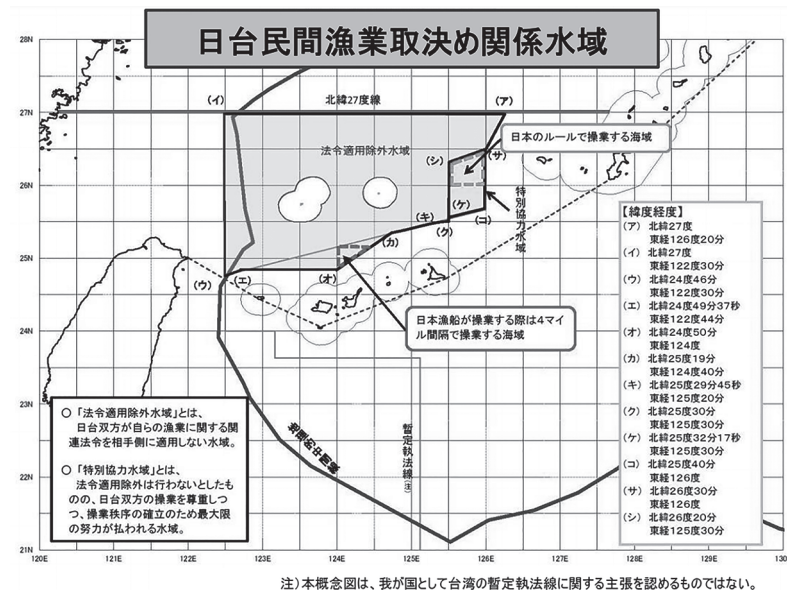
他方で台湾は、1970年代末に顕在化した尖閣諸島の領有権紛争との関連で、1996年に「釣魚台專案小組」を設置し、①尖閣諸島の領土主権の堅持、②平和的・合理的方法による問題解決、③中国との共同対処の否定、④漁民の権益保護優先の4項目の原則を定めた。台湾は、この第4項の原則に基づいて、日台双方が関心を寄せる漁業問題を協議するため、当時の民間窓口である交流協会と東亜関係協会が尽力し、1996年から日台漁業協議を計16回開催したという。この尽力は、2013年4月10日に「日台民間漁業取決め」として実を結び、日台間の尖閣諸島問題はひとまず収束した⁶。

この取決めの適用水域はマグロ等の好漁場で、日本漁船と台湾漁船では操業方法や隻数、規模等が違うことから、一部の好漁場を台湾漁船が占領している問題の解決等が重要な課題となっている。そのため、日本漁船の操業機会を確保する観点から、本取決めに基づき設置された日台漁業委員会において、日台双方の漁船が漁場を公平に利用するための協

5 U.S. Department of State Briefing Paper Senkakus, (Secret, Department of State, August 1972), Para. 5. なお本資料は、1978年4月13日に「秘」が解除されている (Authority NND977508)。

6 日台民間漁業協定締結の経緯については、詳しくは石原忠浩「第二期馬英九政権下の日台関係の展開：日台民間漁業取決めを中心に」、(財)日本台湾交流協会情報誌『交流』No.921 (2017年12月)を参照。

議が行われ、2018年の協議では好漁場である八重山北方三角水域について日台それぞれのルールで操業できる水域を分け、試行的に操業することとした⁷。



<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/pdfs/kankei.pdf>

③ 尖閣諸島と中国の領有主張

他方で中国は、国際法上の領有根拠を示すことなく、1971年12月に突如尖閣諸島を自国領であると主張し始めた。すなわち、前述したように、日本が尖閣諸島を領土編入して以来、76年間も領有主張をしてこなかったにもかかわらず、初めて領有権の主張を行ったのであった。

第2次世界大戦終了後の沖縄は、長期間にわたり米国により施政権下に置かれ、琉球民政府が尖閣諸島の実行的支配を継続していたが、1971年6月17日の沖縄返還協定に基づいて、翌年の5月14日に日本に返還された。沖縄とともに日本に返還された尖閣諸島は、今日まで日本が実効的に支配してきたことは前述した。

7 (6)2 国間等の漁業関係、水産庁 HP (https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h29_h/trend/1/t1_2_3_6.html) (2021年2月5日アクセス)。

中国外交部は、1971年12月30日、沖縄返還協定の中で魚釣島などの島嶼が「返還区域」に組み入れているのは、「中国の主権に対する大っぴらな侵犯である」との抗議声明を発表した⁸。すなわち外交部は、①早くも明代に、これらの島嶼はすでに中国の海上防衛区域に含まれており、それは琉球すなわち今の沖縄に属するものではなくて、中国台湾の付属諸島であること、②中国と琉球とのこの区域における境界線は、赤尾嶼と久米島との間にあること、③日本政府は中日甲午戦争を通じて、これらの島嶼を奪取し、さらに、1895年4月、当時の清朝政府に圧力をかけて「台湾とそのすべての付属島嶼」および澎湖列島の割譲という不平等条約「馬関条約」に調印させたのであり、かつて中国の領土を略奪した日本侵略者の行動を「主権を持っている」ことの根拠にしているのは、まったく「剥き出しの強盗の論理」であると日本に抗議したのであった。

その後も中国政府は、1992年2月25日に「中華人民共和国領海および接続水域法」を制定し、2012年9月10日、同法に基づいて魚釣島とその付属島嶼の周辺領海に直線基線が適用される旨声明した⁹。また中国外交部は、日本政府が尖閣諸島を民間人から購入したことに対して、2012年9月10日に日本政府のいわゆる「島購入」は、完全に不法かつ無効であり、日本が中国の領土を侵略したという史実はいささかも変えられないし、中国の魚釣島およびその付属島嶼に対する領土主権もいささかも変えられない¹⁰と主張した。

尖閣諸島の領有権を主張する中国政府最大の弱みは、日本による尖閣諸島の領土編入措置以前はもとより、それ以後もECAFÉの報告まで76年間に亘って全く領有主張を行ってこなかった点にある。これにより、中国政府による尖閣諸島領有主張の狙いは、同諸島周辺海域および海底における資源であり、中国人民解放軍海軍が太平洋に向けた海洋ルートの確保という安全保障上の理由が主たる目的であると言える。

中国は、尖閣諸島の領有権について、歴史上の根拠を示すだけで国際法上の領有根拠を示すことができないにも関わらず、2012年に尖閣諸

8 「中華人民共和国外交部声明」1971年12月30日、『人民中国』2012年増刊号、30頁。
 9 「中華人民共和国政府の魚釣島およびその付属島嶼の領海基線に関する声明」2012年9月10日、『人民日報』2012年増刊号、29-30頁。
 10 「中華人民共和国外交部声明」2010年9月10日、『人民中国』2012年増刊号、32頁。